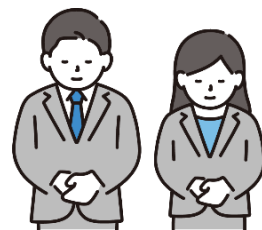


学校の働き方改革にご協力をお願いします

学校では依然として長時間勤務の教員が多く、その是正が課題となっています。

子どもたちにより良い教育を行うためには、教員の業務負担を軽減させ、児童・生徒と向き合う時間を確保する必要があります。

そのため、県及び市町村教育委員会は、学校の働き方改革を進めてまいりますので、保護者・地域の皆様にも、ぜひご理解、ご協力をお願いいたします。



- 1 運動会・体育祭や学芸会・文化祭などの学校行事は、その教育目的を踏まえながら、必要に応じ規模の縮小や時間短縮等を行う場合があります。
- 2 部活動は引き続き、平日1日、週休日1日以上以上の休養日を設けます。
また、休日の部活動、試合の引率などは、教員ではなく部活動指導員が行う場合があります。
- 3 学校閉庁日や夜間・休日など勤務時間外における学校への電話は、ご遠慮ください。事件・事故など緊急の場合は、警察や消防等関係機関へご連絡をお願いします。
- 4 スマートフォンなどでのSNSを通じたトラブルが発生しています。
改めて、その適切な使用について、ご家庭で話し合ってください。
- 5 放課後や夜間などの見回り、児童・生徒の補導対応などに、教員があたる場合もありましたが、極力、地域や保護者の皆様のご対応をお願いします。
- 6 お祭りなどの地域行事に教員の協力を求めている場合は、地域の実態を踏まえつつ、できる限り見直しをお願いします。

このほか、学校における対応が、これまでと異なる場合も出てきますが、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。

(問合せ先)	神奈川県教育委員会	教職員企画課	045-285-1023
	小田原市教育委員会	教育指導課	0465-33-1683

これまで学校が担ってきた業務について、国は、次のように整理しています。

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
<ul style="list-style-type: none">○登下校に関する対応○放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応○学校徴収金の徴収・管理○地域ボランティアとの連絡調整	<ul style="list-style-type: none">○調査・統計等への回答等○児童生徒の休み時間における対応○校内清掃○部活動	<ul style="list-style-type: none">○給食時の対応○授業準備○学習評価や成績処理○学校行事の準備・運営○進路指導○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

令和7年3月に県教育委員会と県域の市町村教育委員会が共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言（令和7年3月28日）

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

神奈川県教育委員会
県域の市町村教育委員会



「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」

(県ホームページのリンク)



P T A協議会等からも学校の働き方改革について、応援をいただいています

P T Aは、子どもたちにより良い教育を提供することを目的とする、学校の働き方改革の取組を応援しています。P T Aからも、県・市町村の働き方改革の取組について、保護者・地域の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 神奈川県P T A協議会、横須賀市P T A協議会、神奈川県立高等学校P T A連合会、神奈川県盲学校P T A連合会、神奈川県聾学校P T A連合会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校P T A連合会、神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校P T A連合会